

北海道告示第 10895 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 4 年10月24日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 4 年 6 月 24 日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 届出事項の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームマック木場店

釧路郡釧路町木場 2 丁目 1 番 2

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号

株式会社両角 代表取締役 両角 陽一

阿寒郡鶴居村字幌呂原野南 6 線東 48

的場 光子

釧路市文苑 1 丁目 11 番 5 号

塩濱 美幸

札幌市南区藤野 2 条 12 丁目 16 番 5 号

的場 浩規

釧路郡釧路町新開 2 丁目 10 番地

### (3) 変更しようとする事項

#### ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 7, 406平方メートル

（変更後） 13, 373平方メートル

#### イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

##### （ア）駐車場の収容台数

（変更前） 250台

（変更後） 758台

##### （イ）駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置：届出書添付図面「配置図（変更前）図-3（1）」に表示  
台数：30台

（変更後） 位置：届出書添付図面「配置図（変更後）図-3（2）」に表示  
台数：60台

##### （ウ）荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置：届出書添付図面「配置図（変更前）図-3（1）」に表示  
面積：732平方メートル

（変更後） 位置：届出書添付図面「配置図（変更後）図-3（2）」に表示  
面積：246平方メートル

##### （エ）廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置：届出書添付図面「配置図（変更前）図-3（1）」に表示  
容量：68立方メートル（①31立方メートル②37立方メートル）

（変更後） 位置：届出書添付図面「配置図（変更後）図-3（2）」に表示  
容量：68立方メートル

#### ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

##### （ア）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前 7 時 30 分から午後 9 時まで

（変更後） 午前 7 時から翌午前 0 時まで

##### （イ）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 数：出入口 3 箇所、入口 1 箇所、出口 1 箇所

位置：届出書添付図面「配置図（変更前）図-3（1）」に表示

(変更後) 数 : 出入口 7 箇所、入口 1 箇所、出口 2 箇所  
位置 : 届出書添付図面「配置図(変更後)図-3(2)」に表示

(ウ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 7 時から午後 9 時 30 分まで

(変更後) 午前 6 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで

(4) 変更する年月日

令和 5 年 2 月 9 日

(5) 変更する理由

店舗を新增設するとともに隣接商業施設と合併するため。

2 届出年月日

令和 4 年 6 月 8 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 4 年 6 月 24 日(金)から令和 4 年 10 月 24 日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

(4) その他

縦覧については、釧路町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は釧路町へ問い合わせること。